

令和2年

第1回市議会定例会 議案第34号

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定め
る条例（平成26年函館市条例第55号）の一部を次のように改正する。
附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例
を延長するため